

平成26年11月20日
株式会社 中国銀行

新規創業制度取扱開始の件

当行では、岡山県および岡山県信用保証協会と連携し新規創業される方を支援すべく、平成26年11月20日(木)より「新規創業制度(結芽:ゆめ)」の取扱いを開始いたします。

本制度は、新規創業されるお客さまが必要な運転資金および設備資金に対応することで円滑な創業を支援する制度です。

当行では、今後とも、お客さまからの相談に対してきめ細かく親身になって応じ、引続き支援体制の整備を図り、地域経済の活性化に貢献してまいります。

1. 取扱開始日

平成26年11月20日(木)

2. 商品内容

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 商品名 | 新規創業制度(結芽:ゆめ) |
| ご利用いただける方 | これから事業を始められる個人の方および法人 または、事業を始めてから5年以内の個人の方および法人 |
| お使いみち | 事業に必要な運転資金および設備資金 (建物または設備と一体的に取得する土地を含む) |
| お借入れ金額 | 10百万円以内 |
| お借入れ期間 | 10年以内(2年以内の据置含む) |
| お借入れ金利 | 1.25%(変動金利) 下記優遇項目に該当する場合は、1項目0.05%ずつ(最大3項目)通常金利から最大0.15%の優遇あり。 女性 若者(30歳未満) シニア(55歳以上) 特定創業支援事業(注1)の終了 認定支援機関(注2)作成の事業計画書提出 |
| 保証料率 | 年0.5% 平成28年3月31日新規借入申込分迄 |

| | |
|-----|----------------|
| 担保 | 岡山県信用保証協会保証付 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによる |

(注1) 経済産業省の施策に基づき、市区町村又は創業支援事業者が行う創業者向け支援プログラムをいい、平成26年11月現在利用可能自治体は、岡山市、倉敷市、笠岡市、真庭市です。

(注2) 中小企業・小規模事業者の事業計画策定支援等を行うために国が認定した支援機関をいい、当行の各支店も認定を受けています。

以上